



KPMG 税理士法人
Contact Us

KPMG Tax メールマガジン

No.78 – September 18, 2014

税務情報

OECD—BEPS に関する第 1 次提言を公表

OECD は 9 月 16 日、税源浸食と利益移転(BEPS)に係る OECD と G20 の共同プロジェクトに基づき、多国籍企業の租税回避に対処する国際協調体制に関する第 1 次提言を発表しました。

このメールマガジンでは、第 1 次提言で示された 7 つのレポートのポイントをご紹介します。

Action 1 電子商取引課税

クロスボーダーの電子商取引課税の潜在的なオプションとして、恒久的施設の範囲の拡大、支払に対する源泉税の導入、消費者の所在地国における消費税課税などが検討されています。これらを含む電子経済がもたらす幅広い課税問題については、さらなる検討がなされ、追加のレポートが 2015 年 12 月までに取りまとめられる予定です。

Action 2 ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化

複数国間における金融商品や事業体に係る税務上の取扱いの差異(ハイブリッド・ミスマッチ)を利用した税負担の軽減(二重非課税・二重所得控除等)に対処するため、このレポートの Part 1 では、ハイブリッド・ミスマッチの効果が無効化するための国内法の整備を勧告しています。たとえば、二重課税排除のために設けられている配当の益金不算入制度は、支払側で損金算入される場合には適用しないこととするよう、勧告しています。

また、Part 2 では、双方居住者及び課税主体とならない事業体に関して、OECD モデル租税条約の改正も提案しています。

Action 5 有害税制への対抗

この中間レポートでは、有害税制への対抗に関し、以下の点に焦点が当てられています。

- 知的財産の優遇税制に適用する「経済活動の実体性基準」の検討
- 優遇税制に係る事前確認に関する情報の自発的交換の義務化による透明性の向上

また、OECD 非加盟国を含めた 30 の優遇税制についてその有害性が審査されています。作業は現在も進行中であり、2015 年にもレポートが公表される予定です。

Action 6 租税条約濫用の防止

このレポートでは、租税条約に濫用防止条項を入れることが提案されており、以下の 3 つの方法が示されています。

- LOB (Limitation on Benefits/特典制限条項) 及び PPT (Principal Purpose Test/主要目的テスト)
- PPT のみ
- LOB 及び国内法における導管取引防止規定等

Action 8 無形資産に係る移転価格ルールの策定

「OECD 移転価格ガイドライン」の現行の第 6 章(無形資産に対する特別の配慮)を全面改訂する、新しい第 6 章及びその指針を説明する 33 の例が示されました。網掛けされている部分は暫定案で、他の BEPS プロジェクトとの関連で、2015 年に確定される予定です。

Action 13 移転価格関連の文書化の再検討

「OECD 移転価格ガイドライン」の現行の第 5 章(文書化)を全面改訂する、新しい第 5 章が示されました。多国籍企業に対し、以下の 3 つのファイルを提出することが勧告されています。

- マスターファイル(多国籍企業グループ全体に共通する基本情報)
- ローカルファイル(各国の関連会社間の取引情報等)
- 国別報告書(多国籍企業グループの収入、利益、税額等の国別の情報)

マスターファイルと国別報告書の提出方法や提供方法については、引き続き検討が行われることになっており、「E. 執行」のセクションに結論は示されていません。

Action 15 多国間協定の開発

BEPS プロジェクトにおける勧告を実施するためには、二国間の租税条約の改正が求められるものがありますが、3,000 以上ある二国間の租税条約の改正には多くの時間を要することが考えられます。この問題を解決するため、多国間協定の開発について検討された結果、多国間協定が「実現可能かつ望ましい」ものであるという結論に至ったことが報告されました。また、2015 年に多国間協定の開発のための国際会議を開くことが提案されています。

【OECD リリース】

OECD が多国籍企業の租税回避に対処する国際協調体制に関する G20 諸国向けの第 1 次 BEPS 提言を発表

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.